

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 10    | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

金沢市長

## 公表日

令和7年9月5日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 国民年金に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>国民年金法(昭和34年法第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1.適用関係<br/>国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退並びに氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2.免除関係<br/>国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請等の受付を行い、審査に必要な情報とともに日本年金機構に報告する。</p> <p>3.給付関係<br/>老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金等の裁定請求及び額改定請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>4.年金生活者支援給付金関係<br/>年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>5.中国残留邦人等支援関係<br/>中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>6.特別障害給付金関係<br/>特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p> |
| ③システムの名称                 | 国民年金受付システム<br>市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置<br>既存住民基本台帳システム<br>税務システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 国民年金情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表の46の項、94の項、116の項及び128の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第47条、第59条、第68条の2  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 市民局保険年金課   |
| ②所属長の役職名                 | 市民局保険年金課長  |

**6. 他の評価実施機関****7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先 市民局保険年金課 電話076-220-2255

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

**適用した理由**

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年7月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| [ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]                                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| [ 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か ]                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| [ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か ]              | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ]委託しない  |
| [ 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か ]                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ]提供・移転しない   |
| [ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か ]                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)                           |
| [ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]                                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| [ 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か ]  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                     |  |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                 |                     | ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。<br>・本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。 |

## 9. 監査

|       |   |                                   |                                   |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 | [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                                       |   |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |  |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ <input type="checkbox"/> ] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [ <input type="checkbox"/> ] 十分である<br><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠            | ・本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。<br>・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止の措置を講じているため。<br>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する措置を講じているため。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                       | 変更前の記載              | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                              |
|------------|--|---------------------|---|------|--|
| 平成28年4月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先  | 金沢市市長公室広報広聴課市政情報係   | 金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係  | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 平成29年1月23日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 追記                  | 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。   | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署              | 市民課長 塚本 智靖          | 市民課長 西川 和昭  | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 平成30年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署              | 市民課長 西川 和昭          | 市民課長 吉田 圭史  | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 平成30年6月29日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署              | 市民課長 吉田 圭史          | 市民課長  | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 令和1年6月28日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か        | 平成27年4月1日           | 平成31年4月1日   | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 令和1年6月28日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か        | 平成27年4月1日           | 平成31年4月1日   | 事後   | 重要な変更項目でないため                           |
| 令和1年10月1日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 追記                  | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)<br><br>4.年金生活者支援給付金関係<br>年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。<br>日本年金機構からの求めに応じ、年金生活者支援給付金受給資格候補者の所得情報等を報告する。 | 事前   | 令和元年10月1日より年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行されるため |
| 令和1年10月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠           | 番号法第9条第1項 別表第一の31の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び95の項   | 事前   | 令和元年10月1日より年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行されるため |

| 変更日       | 項目                                       | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------|--|--|--|------|--------------|
| 令和2年6月29日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称   | 国民年金受付システム<br>ねんきんネット<br>既存住民基本台帳システム<br>市税総合オンラインデータベースシステム<br>住民基本台帳ネットワークシステム | 国民年金受付システム<br>ねんきんネット可搬型窓口装置<br>既存住民基本台帳システム<br>市税総合オンラインデータベースシステム<br>住民基本台帳ネットワークシステム  | 事後   | 重要な変更項目でないため |
| 令和3年2月24日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か        | 平成31年4月1日  | 令和2年4月1日   | 事後   | 重要な変更項目でないため |
| 令和3年2月24日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か        | 平成31年4月1日  | 令和2年4月1日   | 事後   | 重要な変更項目でないため |
| 令和3年6月28日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報を取り扱う事務               | 市税総合オンラインデータベースシステム  | 税務システム   | 事後   | 重要な変更項目でないため |
| 令和4年6月27日 | 表紙<br>個人のプライバシー等の権利<br>利益の保護の宣言          | 特別個人情報ファイル   | 特定個人情報ファイル   | 事後   |              |
| 令和4年6月27日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か        | 令和2年4月1日   | 令和4年4月1日   | 事後   |              |
| 令和4年6月27日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か        | 令和2年4月1日   | 令和4年4月1日   | 事後   |              |
| 令和4年6月27日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠           | 番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び95の項  | 番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び127の項   | 事前   |              |
| 令和5年7月7日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 国民年金法<br>追加<br><br>5,6を追加  | 国民年金法(昭和34年法第141号)、<br><br>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)<br><br>5.中国残留邦人等支援関係<br>中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書の受付を行い、日本年金機構に報告する。<br><br>6.特別障害給付金関係<br>特別障害給付金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 | 事後   |              |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和5年7月7日   | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称   | 国民年金受付システム<br>ねんきんネット可搬型窓口装置<br>既存住民基本台帳システム<br>市税総合オンラインデータベースシステム<br>住民基本台帳ネットワークシステム   | 国民年金受付システム<br>市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置<br>既存住民基本台帳システム<br>市税総合オンラインデータベースシステム<br>住民基本台帳ネットワークシステム  | 事後   |           |
| 令和5年7月7日   | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠               | 番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び<br>127の項  | 番号法第9条第1項 別表第一の46の項、94の<br>項、116の項及び128の項   | 事後   |           |
| 令和5年7月7日   | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ          | 市民局市民課  | 市民局市民課  | 事後   |           |
| 令和6年12月26日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要     | 3.給付関係<br>国民年金法の年金である給付及び一時金に関する届出を受付し、日本年金機構に報告する。<br>障害基礎年金及び老齢福祉年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。<br><br>4.年金生活者支援給付金関係<br>年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。<br>日本年金機構からの求めに応じ、年金生活者支援給付金受給資格候補者の所得情報等を報告する。 | 3.給付関係<br>老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金等の裁定請求及び額改定請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。<br><br>4.年金生活者支援給付金関係<br>年金生活者支援給付金に関する請求等の受付を行い、日本年金機構に報告する。 | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | I . 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署         | 市民局市民課  | 市民局保険年金課  | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | I . 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名    | 市民局市民課長   | 市民局保険年金課長   | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | I . 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ<br>連絡先 | 市民局市民課 電話 076-220-2242  | 市民局保険年金課 電話076-220-2255   | 事前   |           |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載            | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|-------------------|------|-----------|
| 令和6年12月26日 | II. しきい値判断<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か    | 10万人以上30万人未満  | 1万人以上10万人未満       | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | II. しきい値判断<br>1. 対象人数<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和6年1月1日時点  | 令和6年7月1日時点        | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | III. しきい値判断結果                                | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる   | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | IV. リスク対策<br>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類           | 基礎項目評価書及び重点項目評価書  | 基礎項目評価書           | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | IV. リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業                   | —   | 新設                | 事前   |           |
| 令和6年12月26日 | IV. リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策            | —   | 新設                | 事前   |           |
| 令和7年9月5日   | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠               | 番号法第9条第1項 別表第一の46の項、94の項、116の項及び128の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第47条、第59条、第68条の2 |                   | 事後   |           |
| 令和7年9月5日   | I 関連情報<br>1. 特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称       | 住民基本台帳ネットワークシステム  | 削除                | 事後   |           |
| 令和7年9月5日   | I . 関連情報<br>3. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先    | 金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係  | 金沢市総務局文書法制課文書法制係  | 事後   |           |